

## ビジネスと人権をめぐる動向と研究状況

菅原絵美 (大阪経済法科大学)

### はじめに：ビジネスと人権に関する国内外の動向

- ビジネスと人権に関する指導原則の承認から 10 年
- 日本政府『「ビジネスと人権」に関する行動計画 (2020-2025)』の策定 (2020 年 10 月)
  - ⇒世界で 24 ヶ国目の NAP 策定 (アジアではタイに続いて 2 ヶ国目)
  - 5 つの優先分野のなかに「社会全体としての人権に関する理解促進・意識向上」
- EU 議会・委員会「コーポレート・デューディリジェンスおよびコーポレート・アカウントビリティ指針」案 (欧州議会法務委員会採択 (2 月 11 日)、欧州議会決議 (3 月 10 日))
  - ⇒人権、環境、ガバナンスを対象。要求事項としては、リスクの継続的な特定・評価および情報開示、(侵害がある場合は) デューディリジェンス戦略、苦情処理メカニズムの確立、被害者との協議の上での救済策の決定など。事業者はこれらの要求事項をウェブサイトでの開示義務。

### 1. 2020 年度の研究成果

#### (1) 研究

- 「持続可能な開発目標 (SDGs) と企業：『ビジネスと人権』に関するその責任と役割』『国連研究』第 22 号 (2021 年) 予定
  - ⇒国際社会において COVID-19 からの復興がまさに SDGs であるという認識が共有されるなか、企業のバリューチェーンにおける労働者の権利尊重が改めて焦点となる。
- 「労働搾取を目的とした人身取引と条約 4 条：労働搾取目的の人身取引に対する 4 条 2 項適用可能性と国家の積極的義務—チャウダリー判決—Chowdury and Others v. Greece (30 March 2017)」『人権判例報』第 2 号 (予定)
  - ⇒苺農園での労働搾取目的での人身取引に関して、ギリシャ政府の欧州人権条約 4 条上の積極的義務の違反を認めた事例 (「現代奴隷」が欧州人権条約 4 条の射程に)。
- 『国際人権法の考え方』(川島聡・山崎公士との共著) (法律文化社、2021 年) (予定)
- \* 「国連安全保障理事会と人権保障：『文民の保護』決議における人権進展の展開』『国連安保理改革を考える：正統性、実効性、代表制からの新たな視座』(東信堂、2021 年) (予定)

#### (2) 報告等

##### 1) 報告

- 「実効的な救済へのアクセスと苦情処理メカニズム：当事者 (rights holders) の中心性の視点から」第 1 回対話救済プロジェクト意見交換会 (2020 年 7 月 16 日)
- 「イスラエル入植地 (Israeli settlement) をめぐるビジネスと人権：『ビジネスと人権に関する指導原則』上の企業の責任と本国の義務の展開」パレスチナ／イスラエル研究会 2020 年

度第 3 回研究会 (2020 年 10 月 18 日)

2) 講演

- 『「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく企業の責任」GCNJ 人権教育分科会 (2020 年 9 月 1 日)
- 「これからの 10 年間のなかで、生協に求められる『ビジネスと人権』のとりくみ」日本生活協同組合連合会環境・サステナビリティ政策検討委員会 (2020 年 11 月 18 日)
- 「ビジネスと人権：苦情処理メカニズムの重要性」コンシューマー・グッズ・フォーラムグリーバンス・システム勉強会 (2021 年 1 月 14 日)

## 2. 2021 年度の研究計画

### (1) 【2020 年度からの継続テーマ】「ビジネスと人権」と労働

#### ○Responsible Supply Chains in Asia : 日本政府の労働 CSR/RBC

労働 CSR/RBC の実現として国家にどのような施策が要請されているのかについて、①指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 多国籍企業宣言、SDGs などの国際規範・目標から導き出される施策内容に加えて、②企業およびステークホルダー (国家、国際機関、投資機関、労働組合、市民社会など) による多層的な取組みのなかで要請されてきた施策を分析し整理する。これを基に日本政府の労働 CSR/RBC 施策を検討・評価する。

#### ○国際労働法の立憲化と非国家アクター

ILO は政府、使用者、労働者の三者構成であり、また 1998 年宣言により未批准条約を尊重する国家の義務を確立するなど、立憲化が一定程度確認されてきた。その後の指導原則や SDGs、そして COVID-19 を受けて、国際労働基準の名宛人が受入国だけでなく、本国や企業、市民社会など国際社会の構成員へと開かれつつある。これは国際労働法の立憲化を強化するものなのかについて検討を行う。

### (2) 「ビジネスと人権」と国際人権法

指導原則の承認から 10 年を迎え、改めて企業、投資家、労働組合、市民社会、政府、国際機関による「ビジネスと人権」をめぐる多層的かつダイナミックな動きを、特に指導原則の普及および実施の展開について検討する。また「ビジネスと人権」の動きが国際人権法にどのような影響を与えてきたかについても考察する。イスラエル入植地をめぐるビジネスと人権の考察を論文としてまとめる。

### (3) 企業による「ビジネスと人権」の実践事例 (特に人権 DD と苦情処理メカニズム)

ANA の人権報告書 (2018 年が初、2020 年度も継続) や不二製油や味の素のサプライチェーンにおける苦情処理メカニズムなど、「ビジネスと人権」に関する企業実践が展開されてきた。グローバル・コンパクト加盟企業を中心に、企業の実践事例を収集・検討する。